

「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく

年次報告書

(平成29年度版)

平成30年9月

三重県

目 次

1. はじめに	1
2. 児童虐待相談の状況	
(1) 児童虐待相談対応件数の年次推移	2
(2) 児童虐待相談の経路	3
(3) 児童虐待相談における主な虐待者	4
(4) 被虐待児童の年齢	5
(5) 児童虐待相談種別	6
(6) 児童虐待相談後の処遇	7
(7) 被措置児童虐待の状況及び講じた措置等	8
(8) 立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実施状況	9
3. 県の児童虐待防止等に対する取組状況	
(1) 「子どもを虐待から守る条例」取組体系	10
(2) 子育て支援施策(条例第10条及び第11条関係)	11
(3) 早期発見対応施策(条例第14条及び第21条関係)	14
(4) 保護・自立支援施策(条例第15条～第17条関係)	16
(5) 連携・協力・援助体制整備施策(条例第18条～第22条関係)	18
(6) 啓発・研修その他の施策(条例第23条～第26条関係)	20
参考	
○子どもを虐待から守る条例	23

1. はじめに

三重県では、平成16年3月に議員提案により「子どもを虐待から守る条例」が制定されました。この条例では、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とし、県民全体で子どもを虐待から守るための取組のあり方などを定めています。

本報告書は、条例第28条の規定に基づき、虐待を取り巻く状況、県の施策の実施状況などについて、毎年県議会に報告するとともに、県民に公表することを目的に作成するものであり、今回は14回目の報告書として平成29年度の状況を記載しています。

三重県においては、平成22年4月に重篤な児童虐待事例が発生したことを受けて、同年10月、県議会の決議がなされ、県は平成23年度、市町支援及び連携の調査検討、研修体系の見直し等の取組を推進しました。

平成24年8月及び10月に県内で虐待により乳児が死亡する事例が発生したことを受けて、児童相談センターの組織改正を行うとともに、職員の増員をその後も継続して実施しています。また、初期対応を的確に実施するための「リスクアセスメントツール」の研究開発を行うとともに、平成26年度には一時保護後の在宅支援を的確に実施するための「ニーズアセスメントツール」の研究開発を行い、その精度向上に努めているところです。

平成29年8月には、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」により取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」を厚生労働省が公表しました。同ビジョンで掲げられた取組を通じて、子どもの最善の利益を実現していくことが求められており、今後予定している「都道府県社会的養育推進計画」の策定に向けて、関係機関の協力を得ながら準備を進めていく必要があります。

また、平成30年3月には東京都目黒区で女兒が虐待を受けて亡くなる事件が発生するなど、児童虐待は大きな社会問題となっています。増加する児童虐待事案等を受けて、平成30年6月及び7月に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開かれ、同年7月20日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が示されました。

三重県としても、子どもの転入・転出時の児童相談所間の情報共有の徹底、要保護児童対策地域協議会を通じた警察等の関係機関との情報共有の推進、平成31年度における県鈴鹿庁舎内への新たな児童相談所の設置等により、対策を一層強化していきます。

2. 児童虐待相談の状況

(1) 児童虐待相談対応件数の年次推移

○ 平成29年度の県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、過去最多の1,670件でした(前年度比+27.5%)。

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、全ての児童相談所の件数が増加した結果、1,670件となり、3年連続で過去最多件数を更新しました。また、前年度からの増加件数(360件増)も過去最高でした。

その背景として、関係機関の連携が進み、積極的な通告が実施されていること、全国的な児童虐待の重篤事例の報道を受けて地域社会の関心が高まっていること、県、市町、関係団体等が啓発活動を実施していることなどが考えられます。

今後も子どもの安全確保を最優先とする観点から、引き続き関係機関と連携し、虐待防止の啓発や未然防止、早期発見・早期対応などの取組を強化していく必要があります。

表1 児童虐待相談対応件数の年次推移

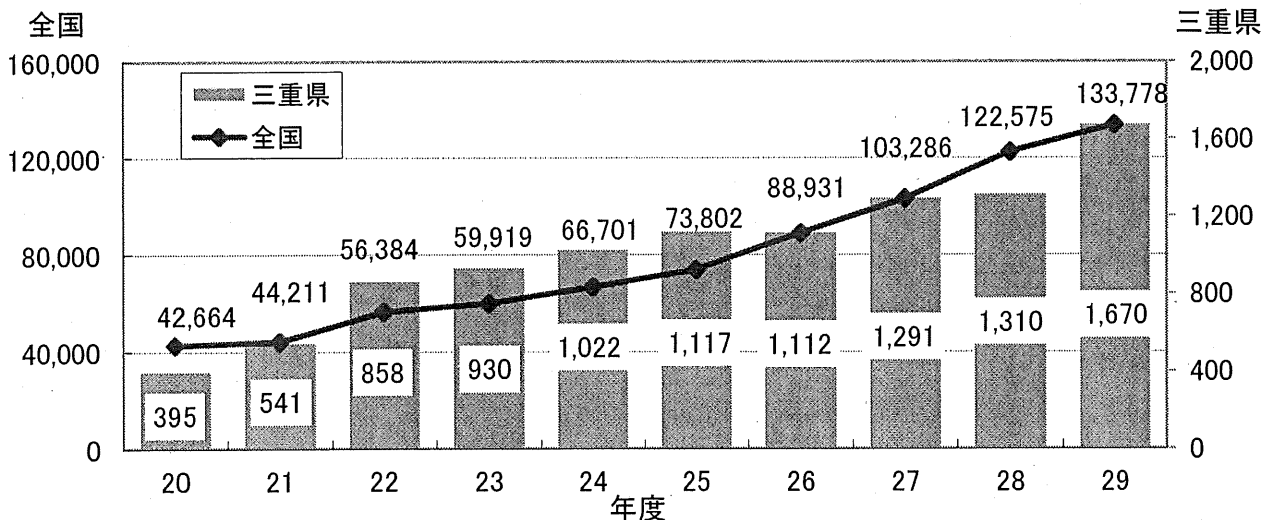
(単位：件)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全国	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778
三重県	395	541	858	930	1,022	1,117	1,112	1,291	1,310	1,670

注1) 平成22年度の全国の件数は、福島県分を除いて集計した数値です。

注2) 平成29年度の全国の件数は、速報値です。

○児童虐待相談対応件数の年次推移



(2) 児童虐待相談の経路

○ 児童相談所への児童虐待相談の経路は、多い順に、①市町の機関、②警察等、③近隣・知人となっています。

児童虐待の第一義的な相談窓口である市町の機関からの相談が686件（前年度から43件増）と4割を占めています。続いて、警察等が352件（同214件増）、近隣・知人が171件（同5件減）となっています。

警察からの相談件数が大きく増加しているのは、平成29年3月に「児童虐待に係る関係機関との情報共有に関する申合せ書」を警察と締結するなど、警察との積極的な情報共有が推進されたためと考えられます。

表2 児童虐待相談の経路内訳（平成29年度）

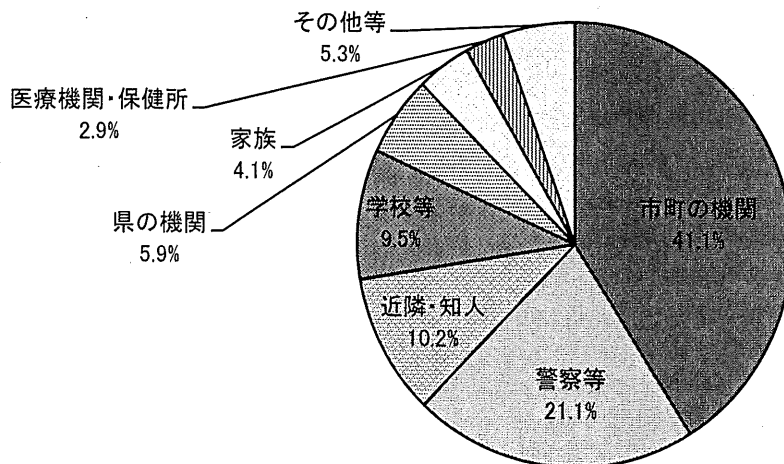
（単位：件、％）

経路 件数	家族		親 戚	近 隣・ 知人	児 童本 人	県 の機 関	市 町の 機 関	児 童委 員	保 健機 関 所 関	施 設 児 童 福 祉 等 社	警 察 等	学 校 等	支 援セ ンター 児 童家 庭	そ の 他	計
	虐 待者	以 虐 待 外 者													
相談 件数	30	38	25	171	18	98	686	0	48	25	352	158	4	17	1,670
構成 比	1.8	2.3	1.5	10.2	1.1	5.9	41.1	0.0	2.9	1.5	21.1	9.5	0.2	1.0	100

（参考：平成28年度）

相談 件数	33	48	7	176	11	84	643	4	40	18	138	101	2	5	1,310
構成 比	2.5	3.7	0.5	13.4	0.8	6.4	49.1	0.3	3.1	1.4	10.5	7.7	0.2	0.4	100

○児童虐待相談の経路内訳（平成29年度）



※構成比（％）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

(3) 児童虐待相談における主な虐待者

○「実母」による虐待が過半数を占めています。

主な虐待者は、実母によるものが916件（54.9%）と最も多くなっています。一方で、実父によるものも621件（37.2%）あり、実父母によるもので9割以上を占めており、それぞれの件数も昨年度より大きく増加しています。

子育ての中心が母親であることが多く、育児をはじめとするさまざまなストレスが母親による虐待を誘発していることや、配偶者暴力が子どもへの心理的虐待にあたるとしての通告が増加していることなどが考えられます。

虐待をしてしまう背景には、子育てへの不安や負担感の高まり、家族形態の多様化、援助が得られにくい近隣関係など、さまざまな問題が考えられることから、地域社会での子どもを守る取組や、妊娠期からの母子保健対策の推進等が、虐待の未然防止のためにより一層重要になっています。

表3 主な虐待者内訳（平成29年度）

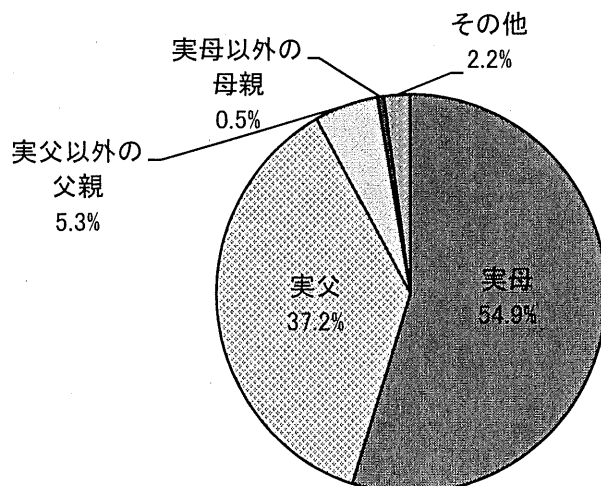
（単位：件、%）

虐待者 件数	実 父	実 母	実 父 以 外 の 父 親	実 母 以 外 の 母 親	そ の 他	計
相談件数	621	916	88	9	36	1,670
構成比	37.2	54.9	5.3	0.5	2.2	100

（参考：平成28年度）

相談件数	461	716	91	13	29	1,310
構成比	35.2	54.7	6.9	1.0	2.2	100

○主な虐待者内訳（平成29年度）



※構成比（%）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

(4)被虐待児童の年齢

○ 被虐待児童の約半数が、乳幼児となっています。

年齢別で見ると、6歳までの乳幼児期の件数が800件（47.9%）で、全体の約半数を占めています。なかでも0歳の件数が全年齢で最多の142件を占めています。

全国の児童虐待死亡事例（心中を除く）においても、81.6%が3歳未満の子どもであり、年齢が低いほど危険性が高く、死亡や重篤事例につながる傾向にあります。妊娠期からの未然防止のための支援や若年層に対する虐待予防の啓発が求められています。

表4 被虐待児童の年齢内訳（平成29年度）

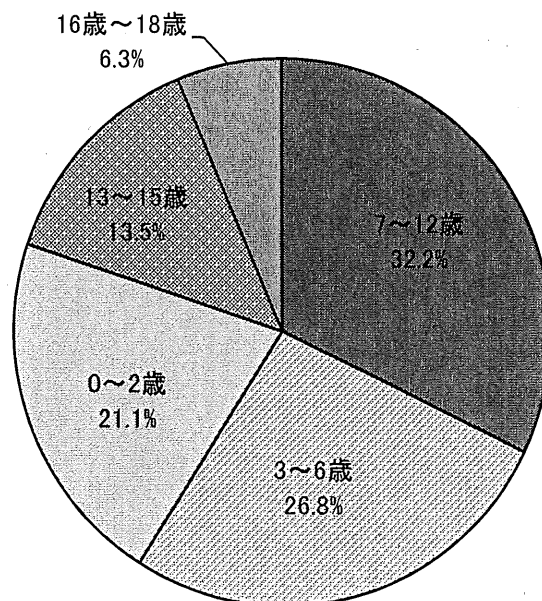
（単位：件、%）

被虐待者 件数	0～2歳	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	計
相談件数	353	447	538	226	106	1,670
構成比	21.1	26.8	32.2	13.5	6.3	100

（参考：平成28年度）

相談件数	282	364	421	170	73	1,310
構成比	21.5	27.8	32.1	13.0	5.6	100

○被虐待児童の年齢内訳（平成29年度）



※構成比（%）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

(5)児童虐待相談種別

○「心理的虐待」の件数が大きく増加しています。

虐待相談の種別では、子どもの心を傷つける言動などの「心理的虐待」が前年度から176件増の678件（40.6％）と最も多くなっています。これは、配偶者に対する暴力がある家庭における児童について、心理的虐待として通告する事例が増加してきたことなどによるものと考えられます。

次いで、あざ、骨折、火傷などの外傷による「身体的虐待」が542件（32.5％）と多くなっています。また、食事を与えない、ひどく不潔なままにするといった「保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）」は、特に乳幼児に対し、生命に関わる事態になることやその後の成育に大きな影響を及ぼす恐れがあり、医療機関や市町母子保健部門との連携が重要です。子どもにわいせつな行為をする又はさせる「性的虐待」は、子どもの心身に大きなダメージを残すため、子どもからの告白等に迅速に対応する必要があります。

表5 児童虐待相談種別内訳（平成29年度）

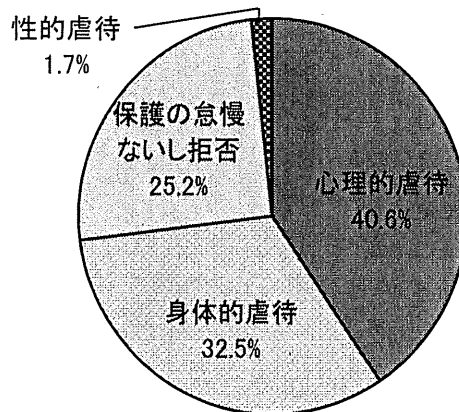
（単位：件、％）

種別 件数	心理的虐待	身体的虐待	保護の怠慢 ないし拒否 (ネグレクト)	性的虐待	計
相談件数	678	542	421	29	1,670
構成比	40.6	32.5	25.2	1.7	100

（参考：平成28年度）

相談件数	502	449	337	22	1,310
構成比	38.3	34.3	25.7	1.7	100

○児童虐待相談種別内訳（平成29年度）



※構成比（％）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

(6) 児童虐待相談後の処遇

- 家庭分離が必要とされ、「施設入所」や「里親委託」となったケースは、合わせて86件でした。
- 家庭訪問や児童相談所への来所等による「面接指導」が全体の91.0%を占めています。

相談後の処遇については、家庭訪問や児童相談所への来所による面接指導を行ったケースが1,520件（91.0%）となっています。

また、家庭分離が必要とされ、児童養護施設等への措置や里親への委託を行ったケースは86件（5.1%）で前年度より9件減少しています。

児童虐待の再発防止のためには、家庭への継続した支援とともに、関係機関との連携により、地域全体でその家庭を見守っていくことが重要です。

表6 児童虐待相談後の処遇内訳（平成29年度）

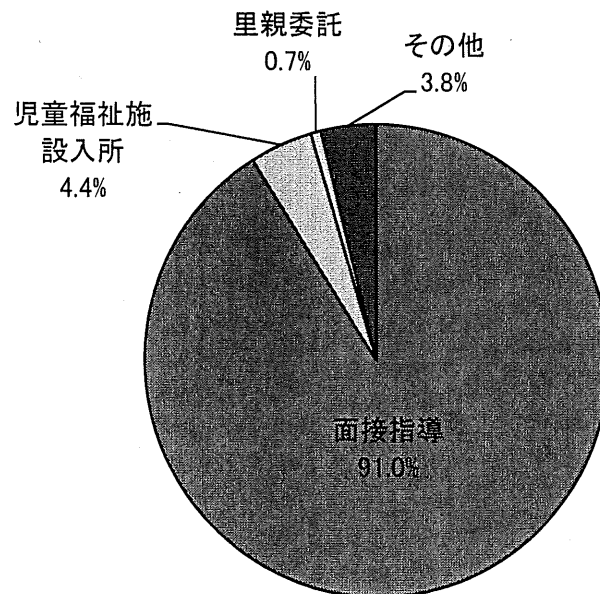
（単位：件、%）

処遇 件数	児童福祉施設 入所	里親委託	面接指導	その他	計
相談件数	74	12	1,520	64	1,670
構成比	4.4	0.7	91.0	3.8	100

（参考：平成28年度）

相談件数	80	15	1,178	37	1,310
構成比	6.1	1.1	89.9	2.8	100

○ 児童虐待相談後の処遇内訳（平成29年度）



※構成比（%）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

(7)被措置児童虐待の状況及び講じた措置等

- 児童福祉法に基づき、都道府県知事は、児童福祉施設等に措置された子どもが虐待された場合には、その状況、講じた措置等を毎年度公表するよう義務づけられています。
平成29年度においては、被措置児童虐待の事例はありませんでした。

通告受理件数	調査件数	虐待該当件数
1件	1件	0件

(8) 立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実施状況

- 児童虐待の防止等に関する法律第9条に基づく立入調査を9件、第9条の3に基づく臨検・捜索を1件実施しました。
- 一時保護の件数は昨年度より増加し、その約半数が虐待を事由とするものでした。

児童虐待の防止等に関する法律に基づく対応として、警察への援助要請を11件、児童相談所への出頭要求を6件、立入調査を9件、臨検・捜索を1件実施しました。

なお、一時保護（委託を含む）対応した子どもは845人で、前年度より44人増加しました。中でも虐待を事由とする一時保護が最も多く、全体の半数を占めています。児童虐待相談対応件数が過去最多（対前年度比で27.5%増）となる中で、児童虐待の初期対応において、平成25年度に開発したリスクアセスメントツールの運用により、子どもの安全確保のための一時保護が浸透してきていることが考えられます。

一時保護を実施した子どもについては、安全確保を第一としつつ、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助を引き続き行っていく必要があります。

表7 児童虐待の防止等に関する法律に基づく実施件数（平成29年度）（単位：件）

対応	安全確認	出頭要求	立入調査	臨検・捜索	援助要請	親権停止 審判
件数	1,670	6	9	1	11	0

（参考：平成28年度）

件数	1,310	7	8	0	9	0
----	-------	---	---	---	---	---

表8 相談事由別一時保護の対応状況（平成29年度）（単位：人、日、%）

	養護相談		障がい	非行	育成	保健・ その他	計
	虐待	その他					
保護人数	424	342	7	43	19	10	845
構成比・人数	50.2	40.5	0.8	5.1	2.2	1.2	100
延べ対応日数	9,331	7,137	78	928	330	157	17,961
構成比・日数	52.0	39.7	0.4	5.2	1.8	0.9	100

（参考：平成28年度）

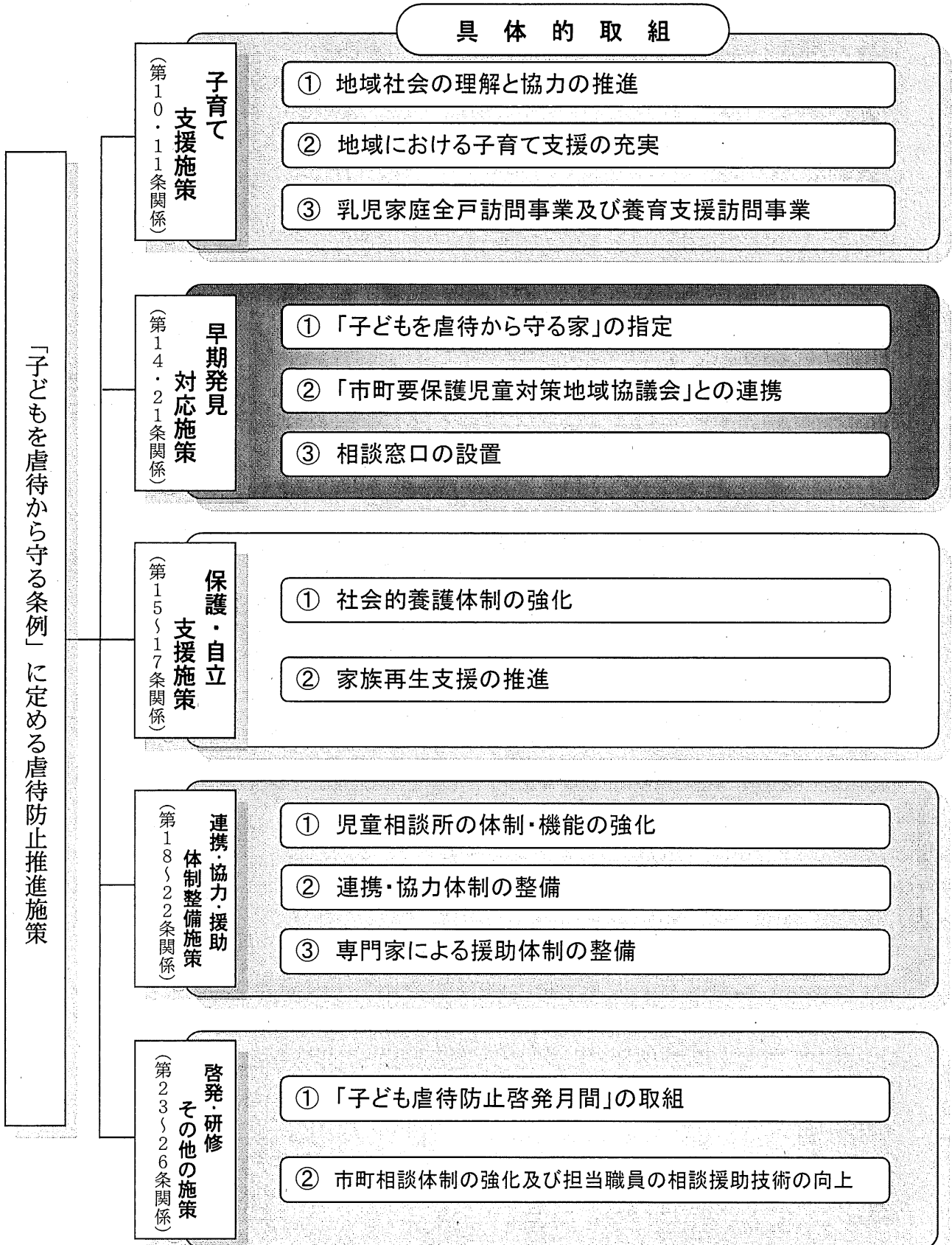
保護人数	385	334	13	53	10	6	801
構成比・人数	48.1	41.7	1.6	6.6	1.2	0.7	100
延べ対応日数	8,449	6,412	147	1,189	223	39	16,459
構成比・日数	51.3	39.0	0.9	7.2	1.4	0.2	100

※構成比（%）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

3. 県の児童虐待防止等に対する取組状況

(1)「子どもを虐待から守る条例」取組体系

本条例に基づき、次の体系による取組を行っています。



(2) 子育て支援施策(条例第10条及び第11条関係)

- 子どもを虐待する行為の背景にある子育てを巡る不安等に対応するため、子育てを支援する環境の整備、家庭における育児支援事業等に取り組みました。

【平成29年度の具体的取組】

① 地域社会の理解と協力の推進

子どもの育ちを地域で支援し、家族の絆を深めるため、「子育て応援！わくわくフェスタ」を開催し、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員、市町及び地域の活動団体等との情報交換・交流の機会を提供しました。

- 「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数 1,554会員（平成29年度末）
- 「第12回子育て応援！わくわくフェスタ」
平成29年11月23日 三重県立石薬師高等学校で開催
(参加者 約6,000人)

また、「子育てしやすい社会をつくる」という理念のもと、赤ちゃんの泣き声を周囲が温かく見守るという思いをステッカーにより可視化し、子育て家庭を社会全体で見守る気運を醸成する「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」の取組に、行政として初めて賛同しました。

② 地域における子育て支援の充実

地域における子育てを支援する環境を整備するため、次の事業を行いました。

○市町の放課後対策に対する支援

放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るために、放課後子ども総合プラン（放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室推進事業）に基づき市町が実施する放課後児童対策を支援しました。

放課後児童クラブは、平成29年5月1日現在、県内377か所に設置されています（厚生労働省実施状況調査による）。

放課後子ども教室は、平成29年度末現在、県内77か所に設置されています。

○ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、「育児の援助を受けたい方」（依頼会員）と「育児の援助を行いたい方」（提供会員）が会員となって、地域における子育てを支援する相互援助の会員組織です。

仕事と家庭の両立支援及び地域の子育て支援を目的として、ファミリー・サポート・センター事業を実施する市町に対して補助を行いました。

平成29年度末現在、県内27市町においてファミリー・サポート・センターが運営されています。

○子育て支援センター

子育て支援センターは、地域において子育て親子が交流を行う場所です。

この場所で、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を実施する市町に対して補助を行いました。

平成29年度末現在、県内全市町に子育て支援センターが設置されています。

③ 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、従来の母子保健施策に加え、市町が生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭を全て訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う事業であり、平成29年度末現在、県内全市町が実施しています。

養育支援訪問事業は、支援の必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うなど、適切なサービス提供につなげる事業であり、平成29年度末現在、県内28市町が実施しています。今後もこの取組が全市町に広がるように働きかけていきます。

【今後の課題】

社会全体で子育てや子どもの育ちを見守り支えることの重要性について理解を促進するとともに、子どもたちが自己肯定感を育み、命の大切さについて考える機会をつくることが重要です。

育児に不安を持つ保護者が孤立しないよう、身近なところで気軽に相談ができ、的確な支援を受けられるようにするため、子育て家庭への情報提供や関係機関の連携・協力をより一層進める必要があります。

また、平成27年7月に運用を開始した児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」について、県民へのさらなる周知が必要です。

コラム ～「乳幼児揺さぶられ症候群」について～

赤ちゃんを強く揺さぶることは絶対にダメ！

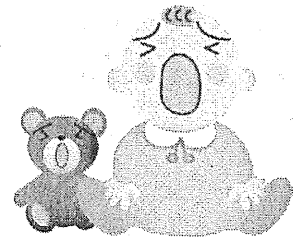
- ・赤ちゃんの頭の中は、とても柔らかくダメージを受けやすい状態で、体に比べて頭も大きいので、強く揺さぶると脳のまわりの血管や、脳の神経が引きちぎれてしまいます。これを「揺さぶられ症候群」といいます。
- ・赤ちゃんをなだめても泣き止まない時などに激しく前後に揺さぶってしまうことで、重大な後遺症（言語障がい、学習障がい、歩行困難、失明など）が残る可能性があり、最悪の場合、死にいたることもあります。

赤ちゃんの泣きの特徴

- ・生後2～3か月に泣きのピークがあり、親がどんなに頑張っても泣きやまないことも多いです。
- ・しかし、ピークが過ぎれば、泣きはだんだん収まってきます。

赤ちゃんは泣くのが仕事！

- ・泣いても誰が悪いわけでもありません。
- ・泣かれてイライラしても当然のことです。



泣いたときは？

- ・まず赤ちゃんが欲しがっていると思うことを確かめてみましょう。
ミルクをあげる、おむつを替える、抱っこをする、衣類を調整するなど
- ・赤ちゃんがお母さんのおなかの中にいた状態を試してみましょう。
おくるみで包む、ビニールのクシャクシャ音や、おなかの中で聞いた音を聞かせるなど

注意

いつもと違う激しい泣き方、弱々しい泣き方、顔色が悪い、発熱やおう吐等、他の症状がある場合は、かかりつけ医や医療機関を受診しましょう。

どうしても泣きやまないときは？

- ・泣きやまなくても問題ありません。
- ・赤ちゃんを安全な場所に寝かせて、その場を離れましょう。
- ・自分がリラックスしましょう。
- ・少ししたら、戻って赤ちゃんの様子を確かめましょう。
- ・まわりに助けや手伝いを求めましょう。

困っているお母さん、お父さんを見かけたら、「大変だね」「大丈夫」「泣いていいんだよ」と温かい目で見守りましょう。

(3) 早期発見対応施策(条例第14条及び第21条関係)

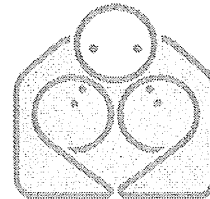
○ 児童虐待を発見したときには、まず何よりも子どもの安全確保を優先し、早急な状況把握と適切な初期対応を行うことが重要です。そのためには、関係機関等の連携・協力が必要であることから、「子どもを虐待から守る家」の指定や虐待の予防・早期発見等に、市町要保護児童対策地域協議会とともに、連携して取り組みました。

【平成29年度の具体的取組】

① 「子どもを虐待から守る家」の指定

「子どもを虐待から守る条例」第21条の規定に基づく「子どもを虐待から守る家」の指定件数は、平成29年度末現在で371件となっています。

子どもを虐待から守る家



三重県

<子どもを虐待から守る家シンボルマーク>

② 「市町要保護児童対策地域協議会」との連携

児童虐待にとどまらず、非行、障がい等を含めた要保護児童全般の対策を講じていく組織である市町要保護児童対策地域協議会は、県内全市町に設置されています。平成29年度は、市町要保護児童対策地域協議会の運営体制の強化を図るため、市町アドバイザー派遣事業を実施し、8市町に専門的知識を有するアドバイザーの派遣を行いました。また、ケースマネジメント等について助言・指導を必要とする7市町に対しては、スーパーバイザー（助言者）を定期的・継続的に派遣し、対応力の向上を支援しました。

③ 相談窓口の設置

(1) 「こどもほっとダイヤル」の運営

「三重県子ども条例」第12条に規定する「子どもからの相談に対応する窓口」として、平成24年2月から子ども専用電話相談「こどもほっとダイヤル」の運営を行っています。

平成29年度は1,425件の相談があり、人間関係やいじめ、学業、恋愛などさまざまな相談が寄せられています。

虐待の相談を受けた場合、本人の同意を得た上で児童相談所へ通告するなど、早期対応を図っています。

【こどもほっとダイヤルの概要】

- ア 実施機関（県から委託）
NPO法人チャイルドラインMIEネットワーク
- イ 電話番号 0800-200-2555（県内通話無料）
- ウ 対 象 県内の18歳未満の子ども（18歳以上でも高校生など18歳未満の子どもと同じような環境にある子どもであれば対象となります。）
- エ 受付時間 毎日午後1時～9時（12月29日～1月3日を除く）

（2）「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」等の運営

三重県では、予期せぬ妊娠を契機とした乳幼児への虐待を未然に防止するため、平成24年11月から専用の電話相談窓口「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」の運営を行っています。また、平成29年度は母子生活支援施設においても妊娠、出産について悩む妊婦のための相談窓口を設置しました。

全国の児童虐待死亡事例（心中を除く）の65.3%が0歳児であり、また、主たる加害者では実母が最も多くなっています。実母が抱える問題として、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」、「妊婦健診未受診」、「若年妊婦」などがあり、誰にも相談できず、状況の悪化を招くことが懸念されることから、相談体制の充実が求められています（平成30年8月厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第14次報告）」より）。

なお、平成29年度は妊娠レスキューダイヤルに91件、母子生活支援施設に27件の相談がありました。

【妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』の概要】

- ア 実施機関（県から委託）
NPO法人MCサポートセンターみっくみえ
相談員：助産師、看護師等の医療専門職
- イ 電話番号 090-1478-2409
いいよなやみにんしんレスキュー
- ウ 相談日 月・水曜日 午後3時～6時
土曜日 午前9時～12時
（祝日、12月29日～1月3日を除く）

【今後の課題】

児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応を推進するためには、子どもを取り巻くさまざまな関係機関の連携・協力が重要です。

そのため、市町要保護児童対策地域協議会の構成メンバーである関係機関のみならず、その他の医療機関やNPO等とともに、タイムリーに連携し、切れ目のない充実した活動を展開することが重要です。

また、特に妊娠、出産、子育てについて、経験や知識、周囲からの支援等が十分でない若年層への重点的な取組が必要です。

(4) 保護・自立支援施策(条例第15条～第17条関係)

- 社会的養護を必要とする子どもたちが家庭的な環境の中で育てられるよう、里親委託を推進し、また、施設のグループケア化等に向けた施設整備への支援を行いました。

【平成29年度の具体的取組】

① 社会的養護体制の強化

社会的養護を必要とする全ての子どもが、家庭的な養育環境の中で育ち、最善の利益が保障されるよう、「家庭的養護の推進」、「専門的支援の充実」、「自立支援の充実」、「家族支援・地域支援の充実」に向け、平成27年度から41年度までの15年間を計画期間とした「三重県家庭的養護推進計画」を平成26年度に策定しています。平成29年度は同計画に基づき、次の取組を実施しました。

- 地域小規模児童養護施設と乳児院における小規模グループケアの運営を支援するため、平成27年度から児童指導員等の職員加配等に係る経費に対して補助を行っており、平成29年度は7施設において職員体制の強化が図られました。
- 施設（里親支援専門相談員）の活動に要する経費の一部について、6施設に対して財政的支援を行い、入所児童の里親委託の促進や委託後の支援の充実を図りました。
- 児童養護施設（津市）において、オールユニット化の改築を実施しました。
- 地域小規模児童養護施設（津市・松阪市）及び分園型小規模グループケア施設（桑名市）整備を実施しました。
- 児童養護施設等の退所者の円滑な自立を支援するため、就職や進学に係る家賃相当額や生活費の貸付事業を実施しました。

② 家族再生支援の推進

- 地域に密着したよりきめ細かな子育て相談を行う児童家庭支援センターについて、県内に3施設（北勢児相管内、中勢児相管内、伊賀児相管内）が設置されていますが、児童相談所等の関係機関とより一層の連携を深めるため、平成29年度に連絡会議を開催しました。また、県内の子育て相談の充実を図るため、運営に係る財政的支援を行いました。さらに、家庭支援専門相談員等に対し、家族再生支援に関する研修会を実施しました。
- 社会的養護を必要とする児童が、家庭と同様の養育環境である里親やファミリーホームで適切な養育を受けることができるよう、児童と里親等とのマッチングや里親委託後の里親家庭の訪問、支援等を行うとともに、里親の養育力向上のための研修を実施しました。また、地域支援としての里親支援を専門に担当する里親支援専門相談員を12施設に配置し、財政的支援を行いました。
- 里親制度の普及啓発や里親リクルートを行うため、里親会や里親支援専門相談員、NPO、市町と連携し、里親説明会や里親出前講座などを行いました。
- 平成28年に「子どもの家庭養育推進官民協議会」が発足し、三重県知事が会長を務めています。自治体と民間団体との連携により、養子縁組・里親制度の普及啓発や里親委託推進に向けた取組の情報共有などを行いました。

【今後の課題】

子どもを保護し、心身の回復を図り、健全な発達促進・自立支援を行うため、今後も社会的養護の充実を図るとともに、里親等への委託の推進や施設的环境整備の促進により、家庭的養護を一層推進することが求められています。

このためには、虐待を受けた一人ひとりの子どもに適切に対応し、より家庭的な環境で養育することが重要であることから、児童養護施設及び乳児院における施設の小規模グループケア化の推進及び職員配置の改善が必要となっています。

一方で、家族の養育機能の再生・強化を行い、家族を再統合していくことも重要であるため、要保護児童の保護者への支援・指導等も充実させていく必要があります。

(5) 連携・協力・援助体制整備施策(条例第18条～第22条関係)

- 児童相談体制・機能の強化を図るとともに、児童虐待対応に係る「アセスメントツール」の定着の徹底に取り組みました。また、市町との定期協議に基づき児童相談体制・機能の強化を支援するとともに、警察、検察、医療機関等の関係機関との連携強化に努めました。

【平成29年度の具体的取組】

① 児童相談所の体制・機能の強化

○アセスメントツールの定着

三重県が独自に研究開発した初期対応を的確に実施するための「リスクアセスメントツール」及び一時保護後の在宅支援を的確に実施するための「ニーズアセスメントツール」の精度向上と運用の徹底に取り組みました。

○民間との協働によるモニタリング

これまでの津市及び四日市市に加え、三重郡も対象地域として、主に学校・保育所等に通う子どもについて、子どもや家庭環境の変化等をきめ細かく把握するモニタリングを民間団体との協働により行いました。

○職員の増員

北勢児童相談所に鈴鹿・亀山地区を担当する副所長を新たに設置するとともに職員を2名増員したほか、中勢児童相談所に里親専任の職員を1名増員しました。

(参考) 平成30年度には北勢児童相談所に職員を1名増員しています。

② 連携・協力体制の整備

○市町児童相談体制の強化支援

- ・ 市町への支援については、児童相談体制の課題を把握し、連携の円滑化やケース進行管理の徹底、バックアップ機能の強化を図るためのツールとして策定した「児童相談体制強化確認表」を活用して、市町との定期協議を実施してきました。平成29年度も引き続き定期協議を実施し、平成28年度からの改善状況の確認や課題解決に向けた取組等について協議を行いました。
- ・ 市町要保護児童対策地域協議会の運営強化やケース進行管理の徹底を支援するため、アドバイザーを派遣しました。特に、ケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、スーパーバイザー（助言者）を定期的・継続的に派遣し、対応力の向上を支援しました。

○関係機関との連携・協力

- ・ 警察本部少年課、県教育委員会、児童相談センターの幹部職員による意見交換会と、児童相談所ごとに管内の警察署、市町児童福祉主管課、市町教育委員会の担当者による意見交換会を開催しました。
- ・ 警察学校の施設を使用して、警察と児童相談所による立入調査等を想定した実践的訓練を実施しました。
- ・ 平成29年3月に警察本部と締結した「児童虐待に係る関係機関との情報共有に関する申合せ書」に基づき情報共有を行い、連携を強化しました。

○被害事実確認面接（司法面接）

被害児の心理的負担を軽減するため、検察、警察、児童相談所の三者による勉強会の開催及び協同面接の実施に取り組みました。

○児童虐待対応に係る医学的研修会の開催

虐待を発見しやすい立場にある医療現場における児童虐待早期対応の取組を促進するため、県と医療機関との共催により、県内9病院において計10回、医師や看護師、行政職員等を対象とした虐待対応プログラムの医学的研修会を開催しました。（参加者473人）

③ 専門家による援助体制の整備

困難事例への対応や法的対応を的確に行うため、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会への諮問等（年間開催回数9回、審議案件22件）を行いました。

【今後の課題】

増加の一途をたどる児童虐待の件数に迅速かつ的確に対処するため、平成31年4月の開設をめざし、北勢児童相談所の鈴鹿・亀山地区を担当する課を独立させ、県鈴鹿庁舎内に新たに児童相談所を設置する準備を進めています。

平成28年5月の改正児童福祉法等により、児童相談所における児童福祉司、児童心理司の増員や児童福祉司任用後研修等の実施などの体制整備と、市町に対する支援が求められています。市町においても、児童の支援拠点整備に努めるものとされるなど、在宅支援の強化を図ることが求められています。

また、平成29年6月に児童福祉法が改正され、家庭裁判所による一時保護の審査等が導入されており、司法との連携を一層推進する必要があります。

(6)啓発・研修その他の施策(条例第23条～第26条関係)

○ 子どもを虐待から守るためには、県民一人ひとりが虐待の未然防止や早期発見等について関心を持ち、理解することが大切です。このため、条例で定められている11月の「子ども虐待防止啓発月間」において、市町や民間団体等と連携して、積極的に啓発活動を展開しました。併せて、県民や関係機関等職員に対する研修会も実施しました。

【平成29年度の具体的取組】

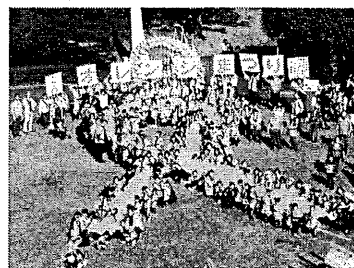
①「子ども虐待防止啓発月間」の取組

11月の子ども虐待防止啓発月間において、市町、みえ次世代育成応援ネットワークをはじめ、関係機関の協力を得て以下の取組を実施しました。

また、全国各地でいじめが問題化していることから、平成24年度からは、県教育委員会と連携し、「いじめ防止」も併せて訴えかけています。

1 オレンジまつり（公益財団法人三重こどもわかもの育成財団との共催事業）

- (1) 実施日 平成29年11月5日（土）
- (2) 場 所 県立みえこどもの城（松阪市）
- (3) 内 容
 - ・オレンジみこしをかつごう！
 - ・オレンジ縁日を楽しもう！
 - ・子ども虐待防止のメッセージ募集



2 児童虐待防止フォーラム（桑名市等との共催事業）

- (1) 実施日 平成29年10月15日（日）
- (2) 場 所 NTNシティホール
- (3) 内 容
 - ・記念講演「子どもの虐待と貧困～SOSはなぜ届かないのか～」
講師：杉山 春 氏
 - ・パネルディスカッション



3 オレンジリボンツリーの一斉展示（市町協働企画）

- (1) 実施期間 啓発月間中
- (2) 内 容
 - ・虐待、いじめ防止を訴える、オレンジ短冊を吊るしたオレンジリボンツリーを県及び各市町の庁舎の玄関等に設置し、来庁者等への啓発を行いました。

② 市町相談体制の強化及び担当職員の相談援助技術の向上

市町職員の人材育成については、新規に市町要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修を実施するなど市町職員向け研修の充実を図るとともに、児童相談所職員対象の研修にも参加を促すなど、積極的に支援を行いました。特に、児童福祉に関する指定講習会については、引き続き、児童養護施設、乳児院、私立保育所職員等も対象者として実施しました。

○要保護児童対策地域協議会調整担当者研修の実施状況

開催日	講習会講義内容	講師（敬称略）
H29. 4. 19	「児童相談所の役割と連携」など	児童相談所長 など
H29. 4. 21	「要保護児童対策地域協議会の運営」など	立命館大学教授 野田 正人
H29. 4. 26	「子どもの権利擁護と倫理」 「社会的養護による自立支援と市区町村の役割」	鈴鹿医療科学大学教授 藤原 正範 特定非営利法人児童虐待防止協会 理事長 津崎 哲郎
H29. 5. 10	「子ども虐待対応の基本」	児童相談所長 など
H29. 5. 12	「子ども家庭支援のためのソーシャルワーク」など	皇學館大学教授 吉田 直樹
H29. 5. 19	「非行対応の基本」など	元家庭裁判所調査官 早川 武彦 など
修了者数 : 修了証交付者 44人		

※この講習会は、厚生労働省告示に基づく講習会です。

○市町職員等テーマ別研修会の実施状況

開催日	研 修 テ ー マ	受講者合計
H29. 10. 5	市町児童福祉担当職員情報交換会	25人
H28. 12. 26	乳幼児の発達を見る目～障がいや家庭環境が発達に与える影響～	58人
※講師は有識者		延べ83人参加

○市町児童福祉担当職員ブロック別研修の実施状況

ブロック	開催日	研 修 内 容	受講者合計
北 勢	H29. 12. 22	児童虐待対応に関する事例検討	31人
中 勢	H30. 2. 23		23人
南勢志摩	H29. 12. 15		22人
伊 賀	H30. 1. 15		13人
紀 州	H30. 2. 9		23人
※講師は有識者		延べ112 人参加	

○ 児童福祉に関する指定講習会の実施状況

開催日	講習会講義内容	講師（敬称略）
H29. 8. 31	「児童福祉論」 「要保護児童対策地域協議会運営論・ 市町児童家庭相談援助論」	鈴鹿医療科学大学教授 藤原 正範 立命館大学教授 野田 正人
H29. 9. 8	「社会福祉援助技術論・社会福祉援助 技術演習」	皇學館大学教授 吉田 直樹
H29. 9. 13	「児童相談所運営論」 「障害者福祉論」	中勢児童相談所長 村上 洋子 鈴鹿医療科学大学教授 貴島 日出見
H29. 10. 6	「児童虐待援助論（発生予防）・児童虐 待援助演習」	特定非営利法人児童虐待防止協会 理事長 津崎 哲郎
H29. 10. 25	「養護原理」 「児童虐待援助論（初期対応）」	里山学院 統括施設長 鍵山 雅夫 児童相談センター所長 鈴木 聡
修了者数 : 児童福祉司任用資格認定証交付者23人、修了証交付者6人		

※この講習会は、厚生労働省告示に基づく講習会です。

【今後の課題】

児童虐待防止に関する県民の意識をより高めていくことが大切であり、引き続き、「子ども虐待防止啓発月間」等を中心に、児童虐待防止に向けた啓発活動を行う必要があります。

また、県全体の児童相談対応力を高めるため、引き続き児童相談の第一義的窓口である市町の人材育成を支援していく必要があります。

参 考

○子どもを虐待から守る条例

平成十六年三月二十三日
三重県条例第三十九号

改正 平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号
子どもを虐待から守る条例をここに公布します。

子どもを虐待から守る条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第九条）
- 第二章 未然防止（第十条・第十一条）
- 第三章 早期発見及び早期対応（第十二条―第十四条）
- 第四章 保護及び支援（第十五条―第十七条）
- 第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備（第十八条―第二十二条）
- 第六章 その他の施策（第二十三条―第二十六条）
- 第七章 雑則（第二十七条―第二十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県の責務、地域社会の役割、指針の策定、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下この条において「法」という。）第二条に規定する児童をいう。
- 二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。
- 三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。

（基本的な考え方）

第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならない。

2 子どもを虐待から守るための施策は、子どもの利益に最大限配慮したものでなければならない。

3 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先としな

ければならない。

2 県は、子どもを虐待から守るため、必要な施策を講ずるとともに、必要な体制を整備しなければならない。

3 県は、子どもを虐待から守るため、市町の施策又は事業、関係機関、関係団体又は子どもを虐待から守ることに関連する活動を行う者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）の事業又は活動及び地域社会の取組を積極的に支援しなければならない。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

（県民の責務）

第五条 県民は、虐待を許してはならない。

2 県民は、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。

（保護者の責務）

第六条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、その子どものしつけに際して人権に配慮し、その子どもの心身の健全な発達に努めなければならない。

2 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深め、必要な支援が得られるよう努めるものとする。

（市町との協働）

第七条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力を行うものとする。

2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

（関係機関等との協働）

第八条 県は、市町と連携し、関係機関等が実施する子どもを虐待から守るための事業又は活動について必要な協力を行うものとする。

2 県は、関係機関等に対し、県が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について協力を求めるものとする。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

（地域社会の役割）

第九条 地域社会においては、子どもを虐待から守るため、その地域で生活し、又は活動する者が相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施する重要な役割を果たすものとする。

第二章 未然防止

（子育てに関する情報の提供等）

第十条 県は、虐待を未然に防止するため、市町が家庭その他に対して行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務について、専門的な知識及び技術の提供その他の必要な協力を行わなければならない。関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務についても、同様とする。

2 県は、虐待を未然に防止するため、家庭その他に対して子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務を行う場合には、子育て経験者、保育又は看護の従事経験者

等との連携に努めるとともに、保護者又は妊産婦と接する時期その他の適当な時期の利用に努めるものとする。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

(子育て支援指針)

第十一条 知事は、子育てに関する支援が特に必要となる家庭を把握し子育てに関して特別に必要な支援を行うための指針（以下この条において「子育て支援指針」という。）を策定しなければならない。

2 県は、子育て支援指針に基づき、前項の家庭に対し、市町及び関係機関等との連携及び協力による総合的な支援を行うよう努めなければならない。

3 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う子育てに関する支援に資するため、子育て支援指針を示すものとする。

4 知事は、子育て支援指針の策定に当たっては、あらかじめ子育てに関して専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。

5 前二項の規定は、子育て支援指針の変更について準用する。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

第三章 早期発見及び早期対応

(通告等に係る対応)

第十二条 児童相談所長は、虐待を受けた子ども（虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下この章において同じ。）を発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは当該子どもとの面会、面談等の方法により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。

2 前項の虐待を受けた子どもの保護者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。

(通告等に係る体制の整備等)

第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けた子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備に努めなければならない。

2 県は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

(早期発見対応指針)

第十四条 知事は、県、市町又は関係機関等が虐待を受けた子どもを早期に発見し、迅速かつ的確に対応するための指針（以下この条において「早期発見対応指針」という。）を策定しなければならない。

2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う虐待を受けた子どもの早期発見及び早期対応に資するため、早期発見対応指針を示すものとする。

3 知事は、早期発見対応指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待を受けた子どもの心身の状況等に関して専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。

この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。

4 前二項の規定は、早期発見対応指針の変更について準用する。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

第四章 保護及び支援

(保護支援指針)

第十五条 知事は、虐待を受けた子ども及び虐待を行った保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針（以下この章において「保護支援指針」という。）を策定しなければならない。

2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う適切な保護及び支援に資するため、保護支援指針を示すものとする。

3 知事は、保護支援指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待に係る保護及び支援に関して専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。

4 前二項の規定は、保護支援指針の変更について準用する。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)

第十六条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を受けた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

(虐待を行った保護者への指導等)

第十七条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための指導の徹底等に努めなければならない。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備

(連携・協力体制の整備)

第十八条 県は、子どもを虐待から守るため、県、市町又は関係機関等の各々が保有する虐待に関する情報を共有化するとともに、綿密な連携及び協力をはかるための体制の整備を行わなければならない。

2 県は、前項の体制が効果的に機能するため、市町に対し、同項に準ずる体制の整備を行うよう要請し、必要に応じて支援を行うものとする。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

(専門家による援助体制の整備)

第十九条 県は、子どもを虐待から守るため、医師、弁護士等専門的な知識を有する者と協力し、県が常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。

(在宅における支援体制の整備)

第二十条 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合にお

ける虐待の再発を防止するため、その家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。

(子どもを虐待から守る家)

第二十一条 知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、住宅街、商店街等に居住する者であって次に掲げる事業について協力が得られるもの(以下この条項において「協力者」という。)の居宅を「子どもを虐待から守る家」として指定することができる。

一 子どもからの相談に応ずること。

二 子どもに一時的な避難場所を提供すること。

2 協力者は、前項の規定により指定された居宅に「子どもを虐待から守る家」の表示を行わなければならない。

3 前項の「子どもを虐待から守る家」の表示は、子どもにとって分かりやすいものでなければならない。

4 知事は、第二項の「子どもを虐待から守る家」の表示が行われた居宅の場所について、子どもが容易に認識できる方法により周知するよう努めなければならない。

5 知事は、協力者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(乳幼児を保護するための拠点施設)

第二十二条 知事は、医療、福祉等の分野における関係機関等の協力のもとに、その管理し、又は運営する施設を乳幼児を保護するための拠点施設として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により指定した施設を管理し、又は運営する関係機関等に対し、乳幼児を保護するために必要な支援を行うことができる。

第六章 その他の施策

(子ども虐待防止啓発月間)

第二十三条 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。

2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年十一月とする。

3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるとともに、市町又は関係機関等がその趣旨にふさわしい行事を実施するよう要請するものとする。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

(子ども自身による安全確保への支援)

第二十四条 県は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、市町又は関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するよう努めるものとする。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

(人材の養成等)

第二十五条 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。

2 県は、子どもを虐待から守ることに関して職務上関係のある職員の資質の向上のための研修等を実施するよう努めなければならない。

一部改正〔平成十七年条例第六十七号〕

(調査研究等)

第二十六条 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

第七章 雑則

(秘密の保持)

第二十七条 県は、関係機関等と連携し、又は協力し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、個人情報について慎重に取り扱い、必要に応じて当該関係機関等と協定を締結する等により、秘密の保持に十分に配慮しなければならない。

2 関係機関等は、虐待に係る個人情報について慎重に取り扱い、秘密の保持に配慮しなければならない。

(年次報告)

第二十八条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。

(委任)

第二十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第十条、第十二条、第十三条及び第二十一条から第二十四条までの規定は平成十六年七月一日から、第十一条、第十四条及び第四章の規定は平成十六年十月一日から施行する。

2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号)

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

附 則 (平成二十五年二月二十八日三重県条例第三号)

この条例は、公布の日から施行する。